

青森県報

第二千九十号

平成十四年十月二十三日(水曜日)

目次

告 示

公印の調製.....	(総務学事課).....	一
青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる 図書類の指定.....	(青少年男女共同 参画課).....	一
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.....	(健康医療課).....	二
結核予防法による医療機関の指定.....	(同).....	二
保安林の指定.....	(林政課).....	二
公有水面埋立ての免許.....	(漁港漁場 整備課).....	三
都市計画事業計画の変更認可.....	(都市計画課).....	四
青森県指定金融機関等の指定の一部改正.....	(経理課).....	四
証紙売りさばき人の指定.....	(同).....	五
公有地の売却に係る一般競争入札.....	(監理課).....	五
出先機関		
土地改良事業の工事の完了.....	(中南林地 事務所).....	五

告

示

青森県告示第五百二号

平成十四年十月七日、次の公印を調製したため、青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)第十一条の規定により告示する。

平成十四年十月二十三日

青森県知事 木村 守 男

公印の名称	印影
上十三保健所長印(三沢市駐在専用)	

青森県告示第五百三号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十四年十月二十三日

青森県知事 木村 守 男

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)	該当条項

二七六	書籍	パステルティーン 十一月号	一七六六五・一一	笠倉出版社	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二七七		レディースコミック クラビアン 十月号	一九一五一・二〇		
二七六		スーパータブ レディースコミック タブー十一月 増刊	一九六七四・一一	三和出版	
二七九		レディースコミック タブー 十一月号	一九六七三・一一		
二七〇		コットンコミック 十一月号	〇三七七七・一一	東京三世社	
二七三		Dr.ピカ ン 十一月号	〇六六三五・一一	パウハウス	
二七三		コミックまあるま ん 十一月号	一三七〇一・一一	ぶんか社	
二七三		セレブ・ガールズ ウォーB組十一月 号増刊	一八〇四・一〇	マガジンマガ ジン	
二七四		マガジン・ウォ ー 十一月号	〇八三九七・一一		
二七五		Chuttsペシヤ ル 十一月号	一六一五一・一一	ワニマガジ ン社	
二七六		コミック快楽天 十一月号	一三八七七・一一		

青森県告示第五百四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
-----	-------	------------------

車力診療所	西津軽郡車力村大字富泡字山里一の一	平成一四・九・三〇
-------	-------------------	-----------

青森県告示第五百五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十四年十月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
内潟診療所	北津軽郡中里町大字薄市字沖原一五の三三一	平成一四・一〇・一
ファミリーク リニック希望	西津軽郡車力村大字富泡字山里一の一	"
さいとう調剤 薬局大町店	弘前市大字大町二丁目七の二七	一四・一〇・一五
夜店通り調剤 薬局	青森市新町一丁目一四の九アット・ビル二F	"

青森県告示第五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所
西津軽郡深浦町大字横磯字中岡崎三〇の三二一・三二一の四六・字葉野木平一〇七の

一〇・一〇七の二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年十月十六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年十月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡脇野沢村大字脇野沢字蛸田二番二から一九番に至る地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第二号の規定による建設省告示(昭和四十三年告示第三千五百九号)で定められた平面直角座標系を用いて得た次の各点のうち の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線、 の地点と の地点とを結ぶ平成十四年七月十日付け青森県指令第一八〇九号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(T・P・プラス〇・四一〇メートル)、 の地点と の地点を結ぶ分・秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・四一〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス二二五五三五・五二二メートル

Y座標 マイナス 三一五〇・〇一メートル

の地点 X座標 プラス二二五四八五・六三二メートル

Y座標 マイナス 三一五四・八四六メートル

の地点 X座標 プラス二二五四九一・七二七メートル

Y座標 マイナス 三二一七・七五二メートル

の地点 X座標 プラス二二五五〇三・八一三メートル

Y座標 マイナス 三二一六・五八〇メートル

の地点 X座標 プラス二二五五〇九・六〇一メートル

Y座標 マイナス 三二七六・三〇〇メートル

の地点 X座標 プラス二二五四九七・五一五メートル

Y座標 マイナス 三二七七・四七一メートル

の地点 X座標 プラス二二五四九九・四四四メートル

Y座標 マイナス 三二九七・三七八メートル

の地点 X座標 プラス二二五五二一・二四二メートル

Y座標 マイナス 三二九五・二六五メートル

3 面積

五、三七一・六三三平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡脇野沢村大字脇野沢字蛸田二番二から一八番一に至る地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第二号の規定による建設省告示(昭和四十三年告示第三千五百九号)で定められた平面直角座標系を用いて

得た次の各点のうち の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線、 の地点と の地点とを結ぶ平成十四年七月十日付け青森県指令第一八〇九号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（T・P・プラス〇・四一〇メートル）、 の地点と の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（T・P・プラス〇・四一〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス二二五五三・七六五メートル
- の地点 Y座標 マイナス 三二四〇・二三一メートル
- の地点 X座標 プラス二二五四七・七一三メートル
- の地点 Y座標 マイナス 三二四五・八五七メートル
- の地点 X座標 プラス二二五四八・七三八メートル
- の地点 Y座標 マイナス 三二二八・六六九メートル
- の地点 X座標 プラス二二五四九・八二五メートル
- の地点 Y座標 マイナス 三二二七・四九八メートル
- の地点 X座標 プラス二二四九八・六八三メートル
- の地点 Y座標 マイナス 三二六七・三一一メートル
- の地点 X座標 プラス二二四八六・五九七メートル
- の地点 Y座標 マイナス 三二六八・四八二メートル
- の地点 X座標 プラス二二四八九・四九〇メートル
- の地点 Y座標 マイナス 三二九八・三四二メートル
- の地点 X座標 プラス二二五二一・二四二メートル
- の地点 Y座標 マイナス 三二九五・二六五メートル

3 面積

七、八二八・三七平方メートル

四 埋立地の用途
漁港施設用地

青森県告示第五百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、三沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十四年十月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年十月二十三日

青森県知事 木村守男

一 施行者の名称

三沢市

二 都市計画事業の種類

三沢都市計画下水道事業（三沢市公共下水道）

三 事業施行期間

昭和六十三年十二月三日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十年七月三十一日青森県告示第五百十八号）の事業地から三沢市大字三沢字堀口を削除し、下久保二丁目、下久保三丁目、堀口一丁目、堀口二丁目及び堀口三丁目地内を加える。

青森県告示第五百九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十四年十月二十八日から施行する。

平成十四年十月二十三日

青森県知事 木村守男

第二号の表中

青森県信用組合戸来支店

三戸郡新郷村大字戸来

を削り、

青森県信用組合三戸支店南部出張所

三戸郡南部町大字大向

を

青森県信用組合三戸支店南部出張所

三戸郡南部町大字大向

に改める。

青森県信用組合三戸支店戸来出張所

三戸郡新郷村大字戸来

青森県告示第五百十号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年十月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市第二問屋町四丁目一の一の六

社団法人青森県計量協会

二 指定年月日

平成十四年十月二十三日

三 売りさばき場所

青森市第二問屋町四丁目一の一の六

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十四年十月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（県道妙売市線廃道敷地）の売却

所在地	地目	地積
八戸市大字新井田字横町四七	宅地	一三九・五六平方メートル

二 予定価格 七百八十万二千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市大字新井田字横町四七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土木整備部監理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市大字尻内町字鴨田七

青森県八戸合同庁舎 一階会議室

2 日時

平成十四年十一月八日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成十四年十月三十日午前十一時から、八戸市大字新井田字横町四七において

現場説明を行う。

3 土地の行政的条件 都市計画上の市街化調整区域

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十四年十月二十三日

中南地方農林水産事務所長 小野 祐 司

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
あしげ堤	ため池等整備（老朽ため池等整備）事業	平成一三・一〇・三〇
田山	かんがい排水事業	一三・一二・三三
六千石下流	ため池等整備（土砂崩壊防止）事業	一三・三・三五
田舎館	高生産性大区画ほ場整備（低コスト化水田農業大区画）事業	一三・五・二元
杉山	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	一三・九・二〇
植宮	緊急畑地帯総合整備（農道整備）事業	一三・一・一六
"	（農業用排水施設整備）事業	"
笹館	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	一三・三・二三
田山	ため池等整備（土砂崩壊防止）事業	一四・三・一九
西中	緊急生産調整推進排水対策特別事業	"
南津軽	広域営農団地農道整備事業	一四・三・二五
大森	緊急畑地帯総合整備（農道整備）事業	"
"	（農業用排水施設整備）事業	"

穴堰下流	かんがい排水事業	一四・三・二七
北野田放	"	"
長坂	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	一四・九・二四

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭